

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

《企業間の連携》

当行は、将来にわたる経営パートナーとして、お客さま一社一社にしっかりと寄り添いながら、本業支援や事業再構築、M&A、事業承継、ビジネスマッチングなど、さまざまな経営課題に対してグループ一体となり、質の高いソリューションを提供しています。

《ＩＴ実装支援》

人手不足やデジタル化の急速な進展に対応するため、お客さまの生産性向上に向けたデジタル化を支援する「ＩＣＴコンサルティング業務」への取組みを強化しています。ＩＴサービス事業者とは独立した立場で、最適なシステムやＩＴツールの導入に関する支援に取り組んでいます。

《専門人材のマッチング》

事業者の最も重要な経営資源である「人材」に関する課題に対応するため、グループ会社であるちばぎんキャリアサービス株式会社を通じて「人材紹介業務」への取組みを強化しています。求人業務から求職業務まで幅広いニーズに対応し、事業者の企業価値向上に努めています。

《グリーン化の取組み》

「脱炭素社会」の実現に向け、「ちばぎんサステナビリティ・リンク・ローン」「ちばぎんグリーンローン」「ちばぎんＳＤＧｓリーダーズローン」など、サステナビリティ・ファイナンスに積極的に取り組んでいるほか、CO₂排出量の計測支援に関するシステム導入や脱炭素に向けた支援を行っています。

《健康経営に関する取組み》

健康経営の取組みについて、取引先に対し、健康経営優良法人等の認定取得やフィードバックシートの活用、健康経営施策の実施、従業員の過重労働やメンタルヘルス対策、労働安全衛生関連の法令順守や認証取得等を推奨・把握しています。また、取引先との意見交換や勉強会・セミナーの開催等を通じてノウハウを提供することで、普及拡大に取り組んでいます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行グループは、お客さまや地域社会のパートナーとして最新の金融サービスを提供し、地域経済の持続的な発展に貢献することを目指しています。持続可能な地域社会実現に向け、金融仲介機能の発揮等の本業に加え、誠実かつ公正な企業活動、気候変動等の環境問題など地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に向けた活動等に取り組み、経済価値と社会価値の両立を目指す持続的経営を行ってまいります。

2022年9月2日

(2024年8月26日更新)

(2024年11月6日更新)

株式会社 千葉銀行

取締役頭取 米本 努